

新型コロナウイルス感染症を原因とする災害保険金等のお支払いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社では、2020年5月より災害保険金等の支払事由に規定する「特定感染症」の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、災害保険金または災害高度障害保険金をお支払いする取扱を実施しております。

今般、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の「五類感染症」に移行したことに伴い、上記取扱を収束することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 改定の内容

「3. 適用時期」以降に、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、災害保険金または災害高度障害保険金のお支払いの対象外となります。

また、「3. 適用時期」以降に、特定部位不担保法が適用されたご契約において、新型コロナウイルス感染症の治療を目的として入院した場合、特定部位不担保法を適用し、入院給付金のお支払いの対象外となります。

2. 対象となる保険種類

(1) 支払事由の改定

団体定期保険災害保障特約（S51）	団体定期保険傷害特約（S51）
団体定期保険災害割増特約（S51）	団体定期保険こども災害保障特約
団体定期保険こども傷害特約	団体定期保険こども災害割増特約
団体定期保険災害特約	団体定期保険こども災害特約
拠出型団体定期保険災害保障特約	拠出型団体定期保険傷害特約
拠出型団体定期保険災害割増特約	拠出型団体定期保険こども災害保障特約
拠出型団体定期保険こども傷害特約	拠出型団体定期保険こども災害割増特約

(2) 特定部位不担保法を適用する場合の入院給付金の取扱

拠出型団体定期保険入院保障特約	拠出型団体定期保険こども入院保障特約
-----------------	--------------------

3. 適用時期

2024年4月1日以降に迎える更新日より、ご契約ごとに順次適用します。

4. 保険料について

本改定に伴う保険料の変更はありません。

5. その他

本改定に伴うお客さまによる対応事項、実務の変更はありません。

対象となる保険種類の約款のうち、特定感染症の定義を定める別表について、下記のとおり改定いたします。
 ※下線部分が改定箇所となります。
 ※別表番号は保険種類によって異なります。

別表〇 特定感染症

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませす。) である感染症をいいます。) は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「特定感染症」に含まませす。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「特定感染症」に含まませせん。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

【お問い合わせ先】

団体保障事業部 : 受付専用フリーダイヤル 0120-005-328

受付時間 : 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除きませす)